



TASK ~不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします~

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F  
東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270  
(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



## ★今号のTOPIC★ 近年の会社法等の改正をおさらいしましょう

みなさん、ここ数年で会社法やその関連法が改正されていることをご存じですか？今号では、会社を運営されている方にとってはもちろん、会社運営に携わる方々に知っておいていただきたい内容をまとめてお届けします。

### TOPIC1 成年被後見人等の役員就任が可能に！[2021.3.1~]

これまでの会社法の規定では、認知症等により判断能力を失い、家庭裁判所から成年後見や保佐の審判を受けた者（成年被後見人・被保佐人）は、会社役員（取締役・監査役等）に就任することはできませんでした。これは、成年被後見人・被保佐人に会社の運営を任せることは適当ではないという考えのもと、そのように定められてきたからです。

今回の改正では、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、法による制限が緩和され、成年被後見人・被保佐人も会社役員に就任することが可能となりました。

ただし、成年被後見人・被保佐人が会社役員に就任するためには通常の就任手続きに比べ要件が厳しくなるため、詳細が気になる方は是非タスク司法書士法人までお問い合わせ下さい。

👉 **在任中の役員**が成年後見・保佐の審判を受けた場合は、役員資格を失い退任することになります！

### TOPIC2 会社等の登記における旧氏表記の幅が広がりました！ [2022.9.1~]

会社等の登記において、役員の氏として現在の氏と併せて旧氏を記載することができることはご存じですか？これは平成27年の商業登記法改正により施行されたものでしたが、当時の改正によって認められたのは、**婚姻前の氏**を併記することのみであったため、離婚や離縁（養子縁組の解消）によって氏が変わった者については、離婚前・離縁前の氏を記録することができませんでした。

今回の改正においては、これらの事象を解消すべく、**すべての旧氏**について、現在の氏に併記することができるようになりました。

👉 登記を行う際には『旧氏がわかる戸籍』の提供が必要となります。



### TOPIC3 支店所在地での登記が廃止されました！[2022.9.1~]

会社において支店を設置した場合、手続きとして「支店に関する事項」の登記が必要となります。本店所在地から離れた場所に支店を置く場合、これまでは、本店所在地において行う会社全体に関する登記と併せて、**支店所在地においても**独自に登記を行う必要がありました。しかし、今回の改正により、支店所在地における登記が不要となりました。

ただし、本店所在地において行う会社全体に関する登記事項としては、これまでと同様に、「支店に関する事項」を登記する必要がありますのでご注意ください。

👉 **会社以外の法人（一般社団法人等）**が「従たる事務所」を設置する場合も、従たる事務所の所在地において独自の登記は不要となります。

👉 支店における独自の登記事項証明書・登記簿謄本の取得ができなくなることに注意！（本店における法人全体の登記事項証明書が日本全国どこでも取得ができ、支店独自の登記事項証明書を取得する必要がなくなったため。）

**タスク司法書士法人・行政書士法人では法人の手続きにつき幅広く対応しております。  
ぜひお気軽にご相談ください！**

次号の予告TOPIC 医療法人の「診療所フロアの拡張」について

